

古物営業法及び質屋営業法の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

概要

➤ 古物商(古物市場主を含む)及び質屋の事業者は、

- 氏名又は名称
- 許可を受けた公安委員会の名称
- 許可証の番号

をウェブサイトに掲載することが義務付けられます。(※)

ここでいうウェブサイトには SNS は含まれません。

(SNS で掲載したとしても、義務を履行したことにはなりません)

(※)以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務が課せられません。

- ① 従事使用する従業者の数が5人以下の場合(ウェブサイト上で取引を行う古物商を除く)
- ② ウェブサイトを有していない場合

留意事項

➤ ウェブサイト上で取引を行う古物商は、従業者の人数に関係なく、従前どおり、

- 氏名又は名称
- 許可を受けた公安委員会の名称
- 許可証の番号
- 取り扱う古物に関する事項

を掲載する必要があります。

